

社会福祉施設等6団体との「災害時相互応援協定」について

1 背景

東日本大震災においては、被災施設で、建物の機能低下やマンパワーの不足等により、入所者の被災施設での生活の継続が困難になるという課題が生じた。

「東海・東南海・南海」三連動地震への備えが喫緊の課題である本県においても、災害発生時の福祉施設の機能維持のための対策が必要である。

また、在宅の「災害時要援護者」の支援拠点となる福祉避難所の確保が求められている。

2 協定締結の目的

- ① 大規模かつ広域的災害発生時における社会福祉施設等による相互応援体制の構築
- ② 社会福祉施設等の福祉避難所としての役割、又は福祉避難所の補完的役割の明確化

3 社会福祉施設等6団体

徳島県老人福祉施設協議会（256施設）

徳島県老人保健施設協議会（52施設）

日本認知症グループホーム協会徳島県支部（75施設）

徳島県知的障害者福祉協会（46施設）

徳島県身体障害者療護施設協議会（5施設）

徳島県児童養護施設協議会（7施設）

4 相互応援の主な内容

- ① 生活物資等の提供及び応援職員の派遣
- ② 被災施設の入所(児)者の受入、又は受入施設への応援職員の派遣
- ③ 福祉避難所の事前指定への協力、又は福祉避難所への応援職員の派遣

5 指揮及び連絡調整

社会福祉施設等が実施する相互応援活動の指揮及び連絡調整には、今年度新たに配置した介護福祉コーディネーター等が当たる。